

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

懲罰特別委員会会議録			
日 時	平成 30 年 2 月 2 日 (金)	開 議	午後 3 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 1 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	前田委員長、中村（誠吾）副委員長、千葉・松田・酒井（隆裕）・ 酒井（隆行）・面野・小貫・横田各委員		
委員外議員	石田議員		
説明員	総務課長		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、小貫委員を御指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

懲罰動議提出者から懲罰動議の提出理由の説明を求めるものでありますが、既に本会議で聞いておりますので、省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、提出理由の説明は省略することに決しました。

次に、本件について、石田議員から一身上の弁明をしたいとの申し出があります。これを許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、石田議員の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

(石田議員着席)

石田議員に、一身上の弁明を許します。

○石田議員

地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、また、小樽市議会会議規則第89条「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない」とあります。

昨年12月28日の議会でも述べましたが、今回の私の発言が懲罰処分に該当するのであれば、当然、過去に市長に対しての暴言、侮辱を浴びせてきた議員の方々も処分されるべきであります。公平・公正の原則からはほど遠いものと考えます。

私は、今回の発言を機に、今の議会がもっと秩序と品位を保ち、正常な状態へ戻ってほしいがための言動であると申し添えます。

一部の議員の方々も、いま一度、議会ルールをしっかりと認識し、御自分の公約を実現していく上でも、市長と真摯に向き合い、発言や行動をしてもらいたいと思う次第です。

議会や委員会がこのような状態で一番迷惑をこうむっているのは市民です。今回の処分の内容がどうであれ、私は日ごろの街頭活動において、市民の皆さんにその経過を説明させていただき、御意見を賜る所存でございます。

○委員長

石田議員の一身上の弁明を終わります。

これより、石田議員に対する質疑に入ります。

石田議員に対し、質疑のある委員はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ないようでございますので、以上をもって石田議員に対する質疑を終結いたします。

石田議員に申し上げます。

小樽市議会委員会条例第16条の規定により、自己の懲罰事犯の委員会には出席できないことになっておりますので、退席を願います。

(石田議員退席)

#### ○委員長

これより、石田議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、審査を行います。

初めに、各会派のお考えをお聞きしていきます。

#### ○横田委員

ただいま、石田議員の弁明を聞かせていただきましたが、石田議員は、大変申しわけないですけれども、議会の仕組みを全く御理解されていない。過去にも懲罰に値することがあったのだから私だけがなぜというようなお話をされましたけれども、過去にそういう事案があれば、言動があれば、それはそれぞれの場面でしっかりと、懲罰するか、しないかというのは、議会人が議会の中で決めることでありますから、それがなかったということなのに、過去に戻って、ほかの人たちも公平にやれみたいな話は、少々議会の仕組みがおわかりにならないのかなと思います。

それは別ですけれども、本件の問題は、懲罰動議、文章にしたものに3点載っております。これについて話をすると、懲罰の理由などを求められているわけですので、簡単に申し上げますと、第1点、辞職勧告決議を出したことに「強く抗議する」、後に「反対する」に訂正されたようですけれども、これも何といたしましょうか、内容は不当だと思っているが、提案権についてはそういうことはないので訂正するというお話です。内容が不当であれば辞職勧告に賛成しなければいいわけであって、それを取り上げて、自分は不当だと思っていると。ですから、これについても、議会の提案権、議員の提案権を阻害しているということは明らかであります。

それから2点目に、動議でありました中松前市長の選挙については、これはさすがに「後援会が」というのがなかったということで削除されましたが、これは刑法の名誉毀損罪にも該当するような物すごい発言ですよ。こういうことを言っておられた。これも我が党としましては、非常に不適切ということで判断しております。

それから3点目の発言ですけれども、私に言わせれば、御自分は、そうしたらどうなのかなという話もありますが、何ら根拠のないお話で、そういった、各議員は何も仕事をしていないのだろうみたいなことですよ。それぞれの議員の活動を全てわかっているのかと。そういうこともなしに、根拠も挙げず、言ったことは、我々議員を完全に侮辱しているものであります。

細かく言えばたくさんあるのですけれども、以上3点が本件の問題と考える部分と、その理由ということで、挙げさせていただきます。

本件により懲罰を科すべきか、科すべきでないかということにつきましては、懲罰を科すべきと判断します。

懲罰の量定といたしましょうか、4種類のうち、自民党としては、陳謝ということで決定いたしました。

先ほどの弁明、それから本会議での弁明でも、一切謝罪することがありませんでした。間違った発言をしたのなら、まず謝罪をして、それから先に進んでいく。これは社会人として当然のことです。勘違いしても謝るのですよ、皆さん。勘違いしました、申しわけないと。それを、こういう発言をされて一切の謝罪もないということは、我々としては非常に憤りを感じているところであります。

#### ○千葉委員

石田議員の再度の市長に対する辞職勧告決議案に対する討論の内容ですけれども、憲法第21条では、言論の自由が保障されている限り、市民の代表である我々議員の発言も保障され、最大限に保障されなければならないというふうに思っています。それを前提に、討論の内容等をもう一度見直し、聞き直しをさせていただきました。

その内容等聞き直しましたけれども、石田議員の発言というのは、決議案そのものに触れることなく、ただ反

対をしているものでありまして、我が党の秋元議員の趣旨説明、また石田博一議員に対する懲罰動議の内容で事由が述べられていますが、先ほど横田委員からも3点ございましたけれども、1点目の、「提案そのものへ強く抗議する」ということについては、これは議員の提案権を侵害するものであり、同じ市議会議員である石田議員からそのような抗議という形で発せられる内容については適切ではないというふうに考えています。

それと次に、パーティー券の事件に触れた箇所については、中松前市長に対して著しく名誉を損なう発言であります。この点については、後に「後援会」という言葉が抜けていたからとの理由で発言の取り消しの申出書が提出をされておりますけれども、この発言は、前市長の名誉を著しく損なう中で、発言を取り消したからといって懲罰の事由、理由が消滅しない、消滅したとはならないというふうに考えています。

それでもう1点、私たち議員が、公約実現のために、あたかも努力をしていないという発言に対しましては、非常に憤りも感じますし、その発言を聞いて、あの本会議場にいる石田議員以外の議員のほとんどが反発したというふうに私は感じております。これは、冒頭に述べた議員の発言については最大限保障されなければならないというふうに考えておりますけれども、その限度を超えている、無礼の言葉と考えます。

我が党の中でもいろいろ議論をしましたがけれども、根拠としては、地方自治法132条の逐条解説に「無礼の言葉とは、意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」と、昭和25年の札幌高等裁判所での判例があります。これに当たると我が党は考えています。

きょう、弁明もお聞きをしましたし、本会議場での発言等を聞きましたけれども、内容としては、御自身の主義主張ばかりで、反省のみじんも感じられないなというふうに思っておりますし、後から言いわけのように訂正をすればいいのだと受け取られるような、そのことについてもそのように感じられますので、このまま済まされるものではないと思っております。

我が党としましては、どのような懲罰に科すかということは、他会派の御意見も聞きながら判断をしたいと思っておりますが、現在では、謝罪は必要と考えておりますので、公開の議場における陳謝をしていただきたいと思っております。

#### ○小貫委員

まず、石田議員の弁明を聞きましたけれども、執行機関に対する発言と、お互いの議員同士の発言を全く履き違えていると。我が党の北野前議員が、時の、たしか財務部長と副市長と教育長をつかまえて「三悪人」という言い方をしたときもありましたけれども、それはそれで執行機関への批判という点では受け入れられてきたのが小樽市議会の歴史だと思っております。大原氏の時代に行けば、もう少し苛烈な言葉もありますけれども、執行機関と議会というのはそういうものだと、私は思います。しかし、今回の石田議員の発言は、今、一市民となっている中松前市長と、そして我々議員の同僚というところへの発言であって、全く石田議員の弁明が見当違いだということは、まず一言、申し上げておきたいと思っております。

その上で、私たちが問題としている点は、先ほど自民党や公明党から約3点挙げられたのですが、特に問題だと思っているのは、私たちは2点です。

一つは、やはり事実誤認に基づく前市長への批判。これは公の立場で発言する者としてはあってはならないし、名誉を傷つけるものだと思います。

そしてもう1点が、千葉議員からありましたけれども、議員が何も仕事をしていないのではないかというふうに受け取られるような発言です。これは削除はしましたけれども、そのことに対して結局、反省の意が見られないということは、その発言した意図は全く変わっていないのだと。その発言の言葉自体は、議事録上は削除されましたけれども、本人の気持ちとしては、そうやって事実誤認に基づいて名誉毀損を行うことだとか、同僚である議員を傷つけるということは悪いとは思っていないということなので、これは明白に地方自治法や会議規則に違反すると思っておりますので、懲罰を科すべきだと思っております。

その場合、まず今回は、懲罰ということでは初めての件でもありますので、私たちとしては戒告から始めたいと思っています。

#### ○中村（誠吾）委員

ただいま、各委員よりもお話のあったとおりで、重複いたしますが、民進党として考えを述べたいと思います。

まず、一つ重要なことは、各会派からもありましたとおり、全く自分勝手に事実を誤認しているというところがあります。長くしてはならないので簡単に申し上げますが、まず、この中松前市長の件に関しては、どこも罪を、検察当局も罪を問うていないものを、事実を曲解して話してしまっている。全くいけないことだと思います。

次に、二つ目ですが、私たちの議会内で、ルールとして失礼、無礼があってはいけないということですが、公約をあなたたちは果たしたのかと。これは何も難しい説明をしなくてもいい、無礼な話だと思っています。

そして、次ですが、残念ながら私は、この弁明もありますが、私からお聞きしたいのが、議員としての資質であります。これについては、「私だけではない」というおっしゃい方をしていますが、これは載ってしまうのですけれども、「僕だけじゃないんだ、悪いのは。〇〇ちゃんも、〇〇ちゃんもいる」、子供に失礼ですね、逆に。それと同じことかいと、稚拙ではないのか、余りにもと思っています。

まとめて言いますと、私たちは常に議会制民主主義を保とうとして努力しています。それをもっと簡単に言いますと、二元代表制という形で、国会ではありませんので、二元代表制という形をとって私たちは市民のための負託に応えています。平たく言いますと、市長が持っている権力、権能を100%といたします。そうしますと、私たち市議会議員は25名おります。25分の1であります。一人一人、4%の権能、能力をいただいているわけです。その能力をもって、会派もありますが、無所属の方たちも、選ばれた市民の皆さんの負託に応えて、その4%の権能をフルに活用して、それが25人で100%になるときもありますし、75%のときもあります。それが議会制民主主義で、二元代表制ということをおわかってやっております。先ほど共産党からもありましたが、市長、説明員と一遍に議会の話を置きかえてしまっていますが、あなた個人は議員としての責任をどう考えているのですかということです。

でありますので、私たちの会派といたしましては、一人一人、25人が一生懸命やっている、間違いのないことだという中で、お一人、改めてもう一度、議会制民主主義と二元代表制、この権能について反省をしていただきたいと思っていますので、本件の問題の入り口と、懲罰を科すかということでは科すべきだと考えますし、懲罰の内容といたしましては、私は言論の府でありますので、言葉によってきちんとお話ししていただきたい、陳謝していただきたいと思っている次第であります。

#### ○委員長

各会派の御意見を承りました。陳謝と戒告ということで3対1というのか、そういう議論が今なされたのかなと思います。この後、もう少し、まだ議論、意見を述べたいと、それであれば私たちはこう考えるのだとか、いろいろなお考えがあらうかと思いますが、各会派におかれまして、そういう方がおられましたら、御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○横田委員

共産党のお話もわからないことでもありません。懲罰がしょっちゅうあっては困るわけで、三十数年ぶりでしょうかね。ですから、4種類のうちの戒告からということですが、私どもは、そういう話も道内でもありましたけれども、先ほどの石田議員の弁明を聞きますに、一切の反省、先ほどの繰り返しになりますけれども、ないわけですね。これで、いや、本当に反省されて、今後二度とこういうことをしないということであれば、私は戒告もあるのかなと思います。これは議長がだめだよという話だけですよね。ただ、こうした反省がない中で、今、各会派のお話を聞いても、謝罪の意思がないように見えますし、どなたかがおっしゃいましたけれども、自分勝手な言い分を述べているにすぎないと。それを我々が許したらいいでしょうか、委員会でありますので、しっかりと本会議場で、御自分の言葉で、御自分の声で陳謝をしていただかなければならないと。繰り返しですけれども、そう

思いますので、皆さん方の御意見もさらに聞かせていただければと思います。

**○委員長**

というような自民党の御意見がございました。自民党は陳謝ということには変わらないようでございますが、ほかの会派の方で、どうですか。

**○千葉委員**

戒告というお話もありましたけれども、やはり今までの本会議場での弁明等を聞いていても、石田議員からは謝罪だと反省という言葉は聞こえてこないということがあります。石田議員の一身上の弁明を議長が許したときに、冒頭に述べたことというのは、「事実と異なる部分、また誤解を招きやすい文言は訂正、削除させていただきます。これによって表現が一部落ちついたものとなり、より理解の深まる内容となったことに満足しております」と。「全ては表現の方法が市民の皆さんにわかりやすくしたいがための今回の出来事ですので、謝罪ということにはなりません」とまで本会議場で述べられているわけです。やはりこれは謝罪ということにならないとおっしゃっていて、きょうの弁明を聞いても、そういう反省ですとか、このようなことにはなっていないというふうに考えますので、しっかりと石田議員自身の言葉で陳謝を求めていきたいと考えています。

**○中村（誠吾）委員**

民進党としては、ただいま自民党、また公明党のおっしゃった考えのもとに、何度も言いますが、言論の府でありますので、本人が本会議場でおっしゃったことですから、本会議場でお話をされる、陳謝をされるべきだと思います。

**○委員長**

3会派の皆様におかれましては、陳謝ということについては、変わりはないということだと思います。

小貫委員、どうでしょう。

**○小貫委員**

改めて3会派の意見を今聞きましたので、いろいろ考えてはいるのですが、懲罰が必要だというところについては一致しているというところですが、私たちは、先ほど言ったように、確かに提案権の侵害の部分については、わかっていないなという発言ですけれども、ただ、この部分については削除したという部分で、私たちは、その部分も懲罰に加えるというところについてはどうかというところを思っていて、陳謝にするにしても、やはりそこを理由の一つから外していただけるということが合意できるのであれば、陳謝でもいいのかなと私は思いますけれども、どうでしょうか。

（「1番目、提案権、あれは訂正したのですか」と呼ぶ者あり）

**○委員長**

本会議での話です。

（「「抗議」を「反対」にしたと呼ぶ者あり」）

外していただければ云々ということ。

（「陳謝文はちょっと、委員長にお願いすることになると思うのですがけれども」と呼ぶ者あり）

それなので、ここで細かいやりとりはできません。

ただ、今、2回ほど御意見を承りました。陳謝が3会派、戒告でもいいのではないかというのは共産党で変わらないので、1会派ということで。これをずっとやっていくのか。

（「いいのではないかというより、提案があった部分で皆が合意できればということ」と呼ぶ者あり）

（「そうですね。そうしたら陳謝でも。陳謝でもという言い方はちょっと変ですけれども」と呼ぶ者あり）

ここでのやりとりももちろんありますけれども、ある程度、出そろったのではないかなと思うのです。共産党からもそういう言葉をいただきましたので。

であれば、終結というか、これを閉じて、理事会できちんと確認していただいて。

もう一回、聞くか。

(「いや、聞くというのは、意見調整に入るのかどうかということ」と呼ぶ者あり)

もちろん意見調整に、入ろうとしたのだけれども。それで再度確認という意味で共産党からの御意見について、いかがでしょう。

#### ○横田委員

私どもは、提案権の侵害も、まずい、不適切な発言だなというふうには思っていますが、先ほどどなたかが言われましたように、訂正したらいいのかという話もございましたけれども、現実には、被害といたら変ですけども、提案権が阻害されたわけではないので、共産党の御提案も、私一人がここで、そうですね、いいですよというわけにはいかないかもしれませんけれども、持ち帰ればなと思います。そして、意見調整させていただければと思います。

#### ○千葉委員

実際、1点目の抗議という言葉に関して、共産党からの御意見もありました。私自身も、今、横田委員からもお話があったとおり、発言を取り消し、訂正したからといって懲罰の理由が消滅したことにならないということは主張させていただきたいと思います。

ただ、弁明の中で、石田議員は岩波書店か何かの辞典のお話で、抗議という言葉を挙げておられましたけれども、広辞苑を見ても、反対の意見を申し立てることということもありますので、党に帰って、この点については、それも含めて意見を調整していきたいと思っています。

#### ○中村（誠吾）委員

先ほど共産党がおっしゃった意味は、全部理解したわけではないのですが、間違いなく「強く抗議する次第です」と言ったところを、抗議の態度の表明は適切ではなくて、反対ですか、修正されたという、修正されたのですね、ということは理解します。そこまでです。

#### ○委員長

そういうことで、持ち帰って、理事会にかけて、協議させていただくということで。各会派の皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

以上をもって、審査を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 32 分

再開 午後 4 時 38 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

討論を省略し、これより直ちに採決いたします。

まず、本件につきまして、懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて、採決いたします。

石田議員に対し懲罰を科すことに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、本件は懲罰を科すことと決しました。  
次に、陳謝の懲罰を科すことについて、採決いたします。  
石田議員に対し陳謝の懲罰を科すことに、御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、陳謝の懲罰を科すことと決しました。  
次に、陳謝文案についてですが、陳謝文案については当委員会で決定することとなっております。陳謝文案についての委員長案をお手元に配付してありますので、事務局に朗読させます。

○事務局

陳謝文案につきまして、委員長案をお示しいたします。  
私が、平成29年12月26日の本会議における森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案への討論中、議会ルールをわきまえない発言、事実誤認による前市長への誹謗中傷、同僚議員に対する無礼、侮辱の発言を行ったことは、訂正、削除だけをもって済むものではなく、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員としてまことに申しわけなく思っております。  
議会及び関係者の皆様に対し、深くおわびを申し上げるとともに、猛省し、誠意を披歴して陳謝いたします。  
以上です。

○委員長

ただいま朗読した陳謝文案について、御意見のある委員はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは、陳謝文案について、採決いたします。  
陳謝文案につきましては、お手元に配付した委員長案のとおり決定することに、御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。  
閉会に先立ちまして、一言、御挨拶を申し上げます。  
当委員会におきまして、付託された案件に対し、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも中村誠吾副委員長を初め委員各位の御協力によるものと深く感謝いたしております。  
意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。  
本日は、まことにありがとうございました。  
当委員会は、これをもって閉会いたします。